（総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当））総務事務官　黒田武一郎
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房社会保障改革担当室審議官を命ずる
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　黒田武一郎
内閣官房国土強靱化推進室審議官を兼ねて命ずる
（同）同　安田　充
内閣官房国土強靱化推進室審議官を免ずる
（同）同　安田　充
総務省に出向させる
内閣官房社会保障改革担当室審議官を免ずる（以上八月一二日）

郵政民営化委員会事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　若林　成嘉
郵政民営化委員会事務局次長に併任する
（同）同　後藤篤二
郵政民営化委員会事務局次長の併任を解除する（以上八月一日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、八月一二日午後一時四十分御出門、第百八十四回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同三時二十一分還幸になった。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者のうち、平成23年10月１日付けで指名した者（これらの補欠として指名された者を含む。）については、本年９月30日をもってその在任予定期間が経過することとなるため、新たに同法第５条及び同法施行令第２条第２項の規定に基づき、当該都道府県労働局ごとに、関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名する必要がある。

ついては、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年８月９日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　別紙様式の推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成25年８月23日

４　推薦書等の提出先　都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名（印）

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係（労働者・事業主）を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注意事項）

１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合はその全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成23年10月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年９月30日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年８月９日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成25年９月６日

４　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人東清の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年８月９日　　金沢地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第９００１号

秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野337番地15
申立人　斎藤　康彦
本籍東京都北区堀船１丁目26番、最後の住所東京都北区豊島６丁目３番２号　豊島ハウス203号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日平成23年３月15日、出生の場所秋田県仙北郡田沢村、出生年月日昭和30年９月８日、職業無職
被相続人　亡　齋藤　　朗
秋田県仙北市田沢湖田沢字供養佛６番地21
相続財産管理人　下總　芳則
秋田家庭裁判所角館出張所

平成２５年（家）第５５９号

茨城県取手市東６丁目64番10号
申立人　大腰佳久子
本籍茨城県取手市取手１丁目甲1009番地、最後の住所茨城県取手市東６丁目16番13号、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日推定平成23年11月22日、出生の場所東京市牛込区、出生年月日昭和12年９月23日、職業不明
被相続人　亡　橋本　晃平
事務所千葉県松戸市松戸1336　東風園ビル６階誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村田　純一
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部